

## 神奈川県立金沢文庫喫茶室（カフェ）運営事業者募集要項

神奈川県立金沢文庫（以下「金沢文庫」という。）は、現在営業を休止している喫茶室（以下「カフェ」という。）において、金沢文庫の設置目的等をご理解の上、来館された方々にとって快適なカフェを運営していただける事業者（以下「運営事業者」という。）を募集いたします。

なお、応募者の中から選定された運営事業者は、施設運営に当たり、県教育委員会が定める教育財産の管理等に関する規程第 13 条第 4 号に基づく目的外使用許可を受けていただくこととなります。

### 1 金沢文庫について

#### (1) 設置目的

史跡金沢文庫に保管されていた古文書その他の文化財及び中世における歴史、芸術等の人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、県民の知識及び教養の向上を図るとともに、これらの資料に関する調査研究を行う。

#### (2) 沿革

- ・ 昭和 5 年 7 月、昭和天皇の御大典記念事業として、中世の金沢文庫や称名寺に伝わる古書、古文書、美術品などの寄託を称名寺から受け、文部省の認可を得た公立図書館として、現在の横浜市金沢区金沢町 2 1 7 番地に設置。
- ・ 昭和 30 年 4 月、神奈川県立図書館の新設に伴い、博物館法に基づく博物館として運営することになり、神奈川県立金沢文庫設置条例を制定。
- ・ 平成 2 年 6 月、現在地（横浜市金沢区金沢町 142 番地）に移転。
- ・ 平成 2 年 10 月、金沢文庫新館において業務を開始。

#### (3) 概要

ア 設置者等	神奈川県
イ 所在地	横浜市金沢区金沢町 1 4 2 番地
ウ 主な事業	展覧会の開催（年間 6 回程度）、教育普及講座開催、図録等物品販売（委託）
エ 開館時間	午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
オ 休館日	月曜日（祝日及び振替休日の場合は開館）、展示替期間（概ね年 6 回、各 3 日程度、令和 5 年度は 18 日）、12 月 28 日～1 月 4 日

### 2 施設(カフェスペース)概要

(1) 場 所 1 階の一角（別紙 1 配置図参照）

(2) 面 積 43.775 m<sup>2</sup>

(3) 客席数 19 席相当

※ カフェ以外の金沢文庫敷地内でのカフェ提供品等の飲食は不可です。

(4) 厨房器具 電気式厨房器具とし、ガス式は使用できません。  
(厨房用品のうち別紙 2 に掲載のものは、金沢文庫長（以下「文庫長」という。）が無償貸与します。)

(5) 給湯・他 給湯設備、換気設備、空調設備は金沢文庫が設置します。

- (6) 営業期間 教育財産目的外使用許可日以降の別に定める日～当該年度3月31日
- (7) 使用期間 教育財産目的外使用許可の日～当該年度3月31日
- (8) 更新 特段の申出又は使用条件の違反等がなく、良好な運営が認められる場合には、所定の審査を経た上で、期間1年の許可更新を行うことができます。最長許可期間は3年ですが、期間終了時に行う再募集への応募は妨げません。  
なお、当館は令和8年度以降、大規模修繕工事等のため休館する可能性があります。

### 3 運営条件

#### (1) 基本的な運営方針

公の施設内であることを考慮し、良質かつ周囲の飲食店と比較して同程度以下の価格の飲物、軽食、甘味等を提供してください。

#### (2) 営業日

開館日（展覧会を開催する日）の範囲内で相談に応じます。

休館日（展示替期間等）は、原則として休業日とします。

このほか、開館日であっても天候等により、臨時休館とし、営業できない場合があります。

#### (3) 営業時間

午前9時から午後4時30分までの範囲内で相談に応じます。

準備等のための入退館は午前8時30分から午後5時15分までとします。

#### (4) サービス方式及び販売品目、売上金の取扱い等

ア 飲食物の提供方式、メニュー及び精算方法は、「(1) 基本的な運営方針」を理解した上で、提案書に記載してください。（決定に当たっては、文庫長の承認を得る必要があります。）

イ その他、サービスの向上に資する企画や運営上の工夫等があれば、提案書に記載してください。

ウ 日々の売上金は、運営事業者の責任において管理してください。

#### (5) 施設内設備等の負担

別紙2に掲げた文庫長が無償貸与する設備・備品（以下「無償貸与品」という。）の修繕費用については、原則として運営事業者の負担とします。

その他の厨房設備、什器、レジスター等調度備品類等、営業に必要な設備・備品については、運営事業者自らが調達、設置してください。調達の内容は、「(1) 基本的な運営方針」を理解した上で自由に提案することとし、型式、数量、配置図を提案書に記載してください。

#### (6) 使用料、光熱水費等の負担

教育財産の目的外使用許可を受けた運営事業者は、目的外使用許可に係る使用料とともに、営業に要した光熱水費（電気料、水道料）を負担することとし、当館の指定する方法により期限までに納付してください。

##### ア 使用料

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例第2条及び教育財産の目的外使用許可取扱要領第8条、第9条の規定（別紙3参照）によります。

##### イ 光熱水費

設置済みの子メーター（有効期限内のもの）により計算された額に基づき、毎月、指示し

た額となります。

電気代は県による立替払いとなるため、子メーターの数値により、使用した翌月に金沢文庫が発行する納入通知書により、指定した期日までに納めてください。

水道代は、子メーターにより直接支払ってください。

## (7) 留意事項

### ア 全般的事項

- ・ 運営責任者を常駐させ、現場において業務の指揮監督にあたらせてください。
- ・ 運営責任者を設置（変更）した場合は、文庫長に報告し、施設の安全管理のため従業員名を提出してください。
- ・ 食品衛生許可をはじめ、営業に必要なものは運営事業者の負担によります。
- ・ 害虫が発生することのないよう衛生管理には細心の注意を払ってください。
- ・ 厨房・専用部分の清掃、消毒及びゴミの処理に要する経費は、運営事業者の負担とします。
- ・ 施設の改修は、原則認めません。ただし、文庫長の承諾を得て実施した場合は、退去時に運営事業者の負担と責任において復旧してください。
- ・ 金沢文庫の所有する設備のうち、給湯設備、換気設備の修理については、金沢文庫の負担で行います。ただし、運営事業者の故意又は過失による破損・故障等の修理は、運営事業者の負担で行っていただきます。
- ・ カフェの名称及び看板の位置については、文庫長と協議の上、決定することとします。
- ・ カフェの経営を他者に委託、転貸することはできません。
- ・ 食品衛生法、防災等の法令その他規則等に基づき、適正に事業の運営を行っていただきます。

また、食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブルが発生した場合は、運営事業者が責任を持って処理するとともに、文庫長に報告してください。

### イ 金沢文庫事業との連携・協力

- ・ 金沢文庫事業に関する運営事業者からの主体的な協力内容について、提案書に記載してください。
- ・ 各種媒体への情報発信などにより金沢文庫全体のイメージアップに協力してください。取材対応など、発信内容等については金沢文庫と協議して決定するものとします。

### ウ ホスピタリティの維持向上

- ・ 無償で安全な無線 LAN 環境の提供、ウェブサイトの活用、近隣の自治体や企業との割引優待連携など、多様なニーズへの対応を積極的に検討してください。協力内容について、提案書に記載してください。

### エ 保健衛生

- ・ 食材の調達及び調理、提供等のあらゆる段階で食の安心・安全の確保に努めてください。
- ・ 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める申請・届出等は、運営事業者の負担において行ってください。
- ・ 施設運営にあたって食品衛生法その他関連法令の規定を遵守し、万一、食中毒等の事

故を引き起こした場合は保健所等の指示により速やかにその原因を調査し、運営事業者がその責任を負うものとします。

- ・ 衛生上の問題には十分配慮し、施設内は常に清潔に保ってください。感染症予防対策、設備・備品の清掃代、ごみ処理費、リネン等のクリーニング代、各種保険料等の費用については運営事業者が負担するものとします。

#### オ 環境配慮

- ・ 電気・水道の効率的な使用、環境負荷の少ない洗剤の適正・減量使用等を図ってください。
- ・ ごみの低減、回収可能な容器の使用など、廃棄物削減に配慮してください。
- ・ 自動車を使用した物品等の搬入時は、エコドライブを実施してください。
- ・ 利用者や近隣に配慮し、事前の了解なしに迷惑となるような騒音等を出さないでください。

## 4 応募資格

1年以上の飲食関連サービスの経営・営業実績を持ち、金沢文庫の特性や運営について理解・協力をいただける法人または個人で、次の要件を満たす者とします。

- (1) 営業開始日の14日前までに飲食店営業許可申請をしていること。
- (2) ミュージアムカフェまたは類似店舗の運営経験がある又は運営経験者の協力が得られること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。(一般競争入札参加資格に関する規定)
- (6) 申込書の提出日から選定結果の通知日までの間、神奈川県入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止期間中でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例及び神奈川県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく措置を受けていないこと。

## 5 応募方法

### (1) 概要

- ア 応募のお考えがある場合は、まず、電話により、金沢文庫問合せ先までお申出ください。
- イ 申出者に対する現地見学会(1者につき3名まで)を別に指定する期日に行いますので必ず参加してください。
- ウ 現地見学会後、引き続き応募をお考えの場合は、提出書類の様式等必要書類をお渡ししますので、それに従い提出書類を作成し、別に指定する期日までに金沢文庫宛て提出してください。

### (2) 質疑

#### ア 提出

別に定める期日までに、提出してください。質疑は項目ごとに箇条書きとし、簡潔明瞭

に記述してください。

## イ 回答

質疑と回答は、質疑者名等の質問者を特定できる情報を非公表とした上でとりまとめ、金沢文庫ウェブサイトで開催します。

## 6 提出書類等

(1) 提出書類 (各1部。但し、提案書をカラー刷りとする場合は5部)

ア 応募申込書(様式)

イ 事業活動概要(法人概要、パンフレットなど既存のもので結構です。)

ウ 法人の場合は、法人登記簿謄本(3カ月以内)、定款(最新のもの)

エ 食品衛生法に基づく県内事業所の営業許可書の写し(「県内に所在する支店・営業所の主たるもの」に記載の事業所)

オ 営業実績等に関する資料等(所定様式なし。)

(ア) 売上高、営業利益、経常利益、当期利益、長期借入金の記載を含む決算書等(直近3か年分)

(イ) 資金計画に関する資料

(ウ) 法人番号或いは個人番号(マイナンバー)の情報提供の可否

カ 運営事業者が納税義務者である国税、地方税に滞納がないことを証明する納税証明書(原本)

キ 提案書

所定様式なし。2次審査項目や視点を参考に、下記の項目について具体的に記載してください。

① 金沢文庫の目的や沿革を踏まえたカフェ運営の考え方

(全体のコンセプト、セールスポイント、独創性、実現性のある独自の提案、金沢文庫の事業と関連した運営の基本方針、金沢文庫との調整や事業への協力体制等を含む。)

② サービス方式(飲食物の提供方式、精算方式を含む。)

③ メニュー及び販売品目(市販価格、販売価格を含む。)

④ 営業日・時間(日時設定の考え方を含む。)

⑤ 運営方法(人員配置、応急体制、繁忙期の体制等)

⑥ 来館者等が快適に利用いただき、満足度を高めるための企画や運営上の工夫

⑦ 衛生管理体制、危機管理体制

⑧ その他の提案等(上記①～⑦に表現しきれなかった提案、アピールポイント等)

(2) 提出期限 別に定める期日

(3) 提出方法 持参(午前9時～午後5時)、郵送または宅配便で提出してください。

(4) 提出先 〒236-0015 横浜市金沢区金沢町142

神奈川県立金沢文庫 管理課(担当 大野) 電話 045-701-9069

## 7 選定

運営事業者の選定は、提出書類に基づき、審査を行い決定します。

### (1) 審査（書類審査）

応募者全員に審査結果を通知します。なお、提出書類は審査の結果にかかわらず返却しません。なお、審査内容についての問合せには応じません。選定結果の通知は、別に定める日とします。

#### 【審査項目等】

項目	視点
業務実績	飲食関連サービスの営業実施は十分かつ良好であるか。
財務基盤	財務状況が良好であるか。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・金沢文庫の事業と関連した明確な運営方針となっているか。</li><li>・運営計画（営業日、営業時間、営業内容など）は金沢文庫の運営方針と利用者目線の双方に配慮したものか。</li><li>・店舗レイアウトの考え方は適切か。</li></ul>
運営体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務を専門的に推進できる万全の運営体制であるか。</li><li>・従業員に対する教育・研修の具体的な内容が適切か。</li></ul>
メニュー及び販売予定品目	<ul style="list-style-type: none"><li>・金沢文庫の館内にふさわしい飲食メニューであるか。</li><li>・利用者にとって適切な商品の種類や価格であるか。</li><li>・物品調達、物品の安定した仕入れに対する体制となっているか。</li></ul>
衛生管理体制	安全衛生に対する考え方、衛生管理体制が適切か。
危機管理体制	事故・災害発生時等の予防及び対応マニュアルが適切か。
その他	魅力のあるアピールポイント・提案があるか

### 8 費用の負担

応募に要した費用は各応募者の負担とします。

### 9 失格要件

次に該当する場合は失格とし、審査はしません。

- (1) 応募資格を満たさないとき。
- (2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき。ただし、遅延した理由が応募者の責めによらないと判断された場合を除く。

- (3) 提出書類が定められた仕様に合わないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (5) その他、審査委員会が不適格と判断したとき。

## 10 選定の取消

次の場合には、運営事業者の選定を取り消すものとします。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可申請の手続きを行わなかったとき。
- (2) 運営事業者選定から行政財産使用許可申請までの間に、運営事業者の資金事情の変化により確実な運営が履行できないと判断したとき。

なお、選定を取り消した場合、他の応募者の中から総合的に審査し、改めて選定します。

## 11 問合せ先

神奈川県立金沢文庫 管理課 (担当 大野)

〒236-0015 横浜市金沢区金沢町 142 電話 045-701-9069

(祝日を除く月曜日は、休館のため電話対応できません。)

【参考】

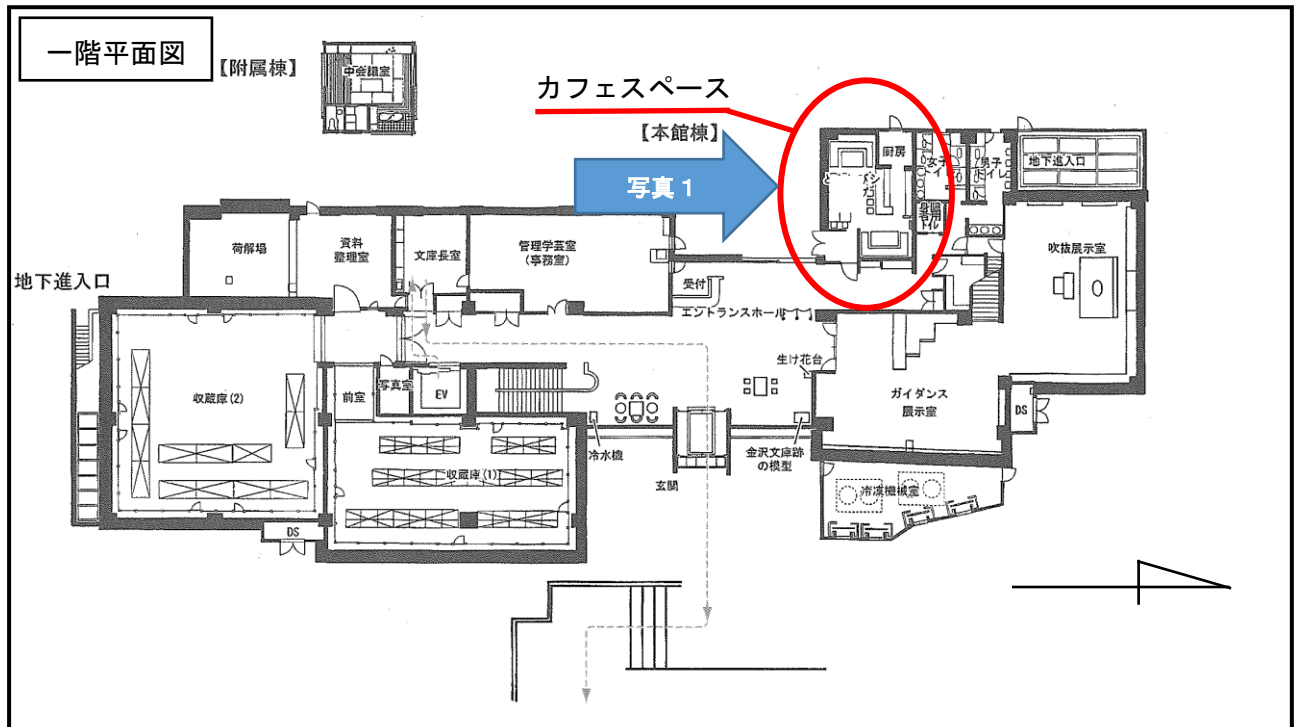
近隣の飲食施設の価格（単位 円）

販売品目名	市販価格 (税込み)
コーヒー	530 円
ウイナーコーヒー	650 円
カフェオレ	630 円
アイスコーヒー	580 円
アイスティー	530 円
紅茶	600 円
オレンジジュース	580 円
メロンクリームソーダ	680 円
ココア	600 円
サンドイッチ	950 円
ナポリタン	950 円

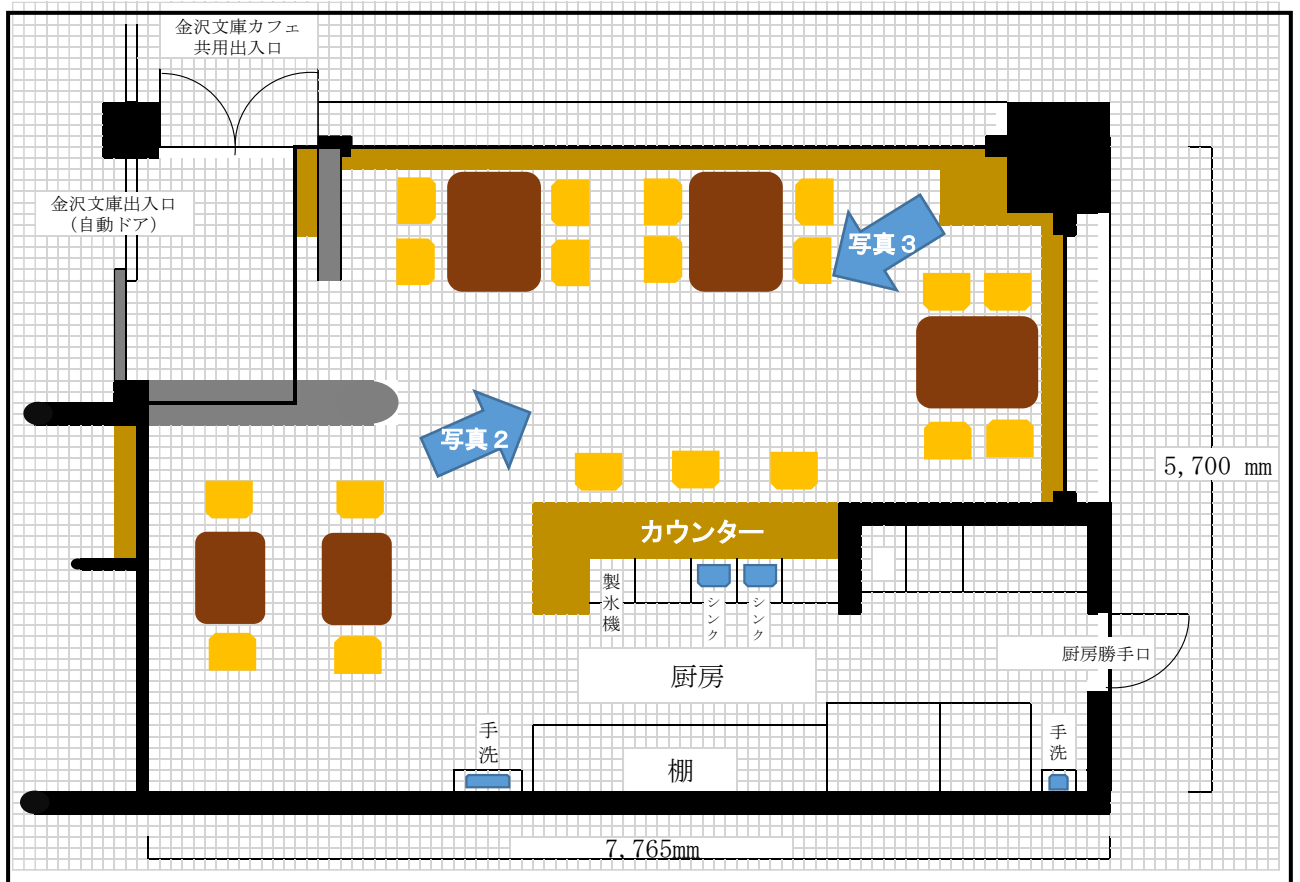
※市販価格は、金沢文庫駅周辺の喫茶店等の価格を調査したもの



別紙 1  
配置図



カフェスペース詳細



現地写真

写真1 (カフェ外観)



写真2 (カフェ内部①)



写真2 (カフェ内部②)



## 別紙 2

### 無償貸与品

営業を行うにあたり、次の物品を無償で貸与します。

品名	規格	数量	単位
ひじ掛椅子	天童 T-5536 パステロ 201	16	脚
〃	天童 T-5535 パステロ 201	4	〃
テーブル(サイト)	天童 610×610×445	3	台
テーブル(食事用)	天童 1370×560×425	3	〃
調理台	ステンレス 840×630×800 引出付	1	台
〃	ステンレス 850×600×800 下部戸棚	1	〃
脇台	530×456×800	1	台
流し台	1500×450×800 水切式 2槽	1	〃
〃	600×600×800 1槽	1	〃

### 使用料根拠規定

#### ○ 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例

第2条 行政財産の使用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額の使用料を徴収する。ただし、第1号及び第2号の規定を適用する場合において、土地の使用が1月以上にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、第1号又は第2号に定める算式により算定した額の使用料を徴収する。

(1) 別表区分の欄に掲げる物件を設置するための土地の使用

同表区分の欄に掲げる区分に応じ、同表単位の欄に掲げる単位につき、それぞれ同表金額の欄に掲げる額×使用許可月数/12

(2) 前号以外の目的のための土地の使用

使用部分に係る土地の価額×3/100×使用許可日数/365

(3) 建物の使用

使用部分に係る建物の価額×6/100×使用許可日数/365+当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について前号の規定を準用して算定した額（当該敷地が借地の場合にあつては、地代又は借賃に相当する額）×使用部分に係る建物の面積/当該建物の延べ面積

2 行政財産の使用のうち、前項以外のものについては、用途その他の事情を考慮して知事が定める額の使用料を徴収する。

3 使用料は、使用の許可の期間に係る分を一括して徴収するものとする。ただし、当該期間が翌年度以降にわたる場合においては、毎年度、当該年度分の使用料（第5項において「各年度ごとの使用料」という。）を徴収するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する徴収の方法によることが適当でないとする特別の事情があるときは、当該徴収の方法によらないことができる。

5 使用料（第3項ただし書の場合にあつては、各年度ごとの使用料）の額が100円に満たないときは、その額を100円とする。

#### ○ 教育財産の管理等に関する規程

第13条 目的外使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、特にやむを得ないと認められるときでなければこれを行わないものとする。

(1)～(3) 略

(4) 職員、生徒その他当該施設を利用する者の利便に供するため、食堂、売店等の厚生施設を設置する目的で使用するとき。

(5)～(10) 略

○ 教育財産の目的外使用許可取扱要領

第8条 目的外使用の許可をした場合の使用料の額は、使用料条例、使用料条例施行規則及び行政財産の目的外使用許可に係る使用料計算要領（昭和59年4月1日付け管第57号総務部長通知）に基づき算定した額とする。ただし、法令に特別の定めがある場合にあつては、当該法令に基づき算定した額とする。

2 前項の使用料は、一会計年度ごとに徴収するものとする。ただし、特に理由があると認められるときは、この限りでない

第9条 申請者から使用料の減額又は免除の申請があつた場合において、使用料条例第4条の規定により減額又は免除することが適当と認めるときは、使用料減免基準（別表第1）に基づき使用料を減額又は免除することができる。

2 減額後の使用料（使用の許可の期間が翌年度以降にわたる場合において各年度ごとの使用料）の額が100円に満たないときは、その額を100円とする。

別表第1（第9条関係）

使用料減免基準

減免区分 使用区分	ア 5割を超える減額又は免除の場合	イ 5割以内の減額の場合
1 地方公共団体（地方公営企業を除く。）が公用又は公共用に使用するとき。	(1) 許可に係る財産を無償（講習会の教材費等実費相当を除く。）で公用又は公共の用に供するとき。ただし、イの(1)に係るものを除く。 (2) 県の開発行為等に伴い市町村の開発指導要綱等で許可に係る施設の設置が条件とされている場合に当該施設を市町村に使用させるとき。	(1) 庁舎等地方公共団体が事務の用に供するために直接使用するとき。 (2) 許可に係る財産を有償で公共の用に供するとき。
2 その他公共団体又は公共的団体が公共用に使用するとき。	許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可に係る財産を利用する場合に実費（講習等の教材費を除く。）又は低額な利用料を徴収するとき。

減免区分 使用区分	ア 5割を超える減額又は免除の場合	イ 5割以内の減額の場合
3 県の指導監督を受ける団体が県の事務又は事業の遂行上必要な公共・公益を目的とする事業の用に供するために使用するとき。	(1) 県が主として出資している団体が県の事務又は事業を代行するとき。 (2) 法令等により県が義務的に設置し、費用を負担する団体が事務を行うとき。 (3) 県施設の行政事務と密接不可分な事業を行い、特に公益上必要があると認められるとき。 (4) 使用料免除を条件として、財産を寄付し、事業を行うとき。	(1) 県が補助又は出資をしている団体が県の事務又は事業を補佐する目的で使用するとき。 (2) 本来県の行う事務又は事業を代行することを設立目的とする団体が、県施設の一部を団体の本部として使用するとき。 (3) 県の事務事業と一体的に事業を遂行する必要がある団体が小規模の面積を使用するとき。
4 地域の自治会、文化サークル等の団体が使用するとき。	(1) 施設開放として、県民のコミュニティーづくり、文化活動等のために時間を単位として使用するとき。 (2) 自治会・町内会等が使用するとき。	
5 公の学術調査、研究、施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業の用に供するために短期間使用するとき。	許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可に係る財産を利用する場合に実費（講習等の教材費を除く。）又は低額な利用料を徴収するとき。
6 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。	当該使用をするとき。	
7 職員、生徒その他県有施設を利用する者の福利厚生施設として、食堂、売店等の経営を行うために使用するとき。	(1) 県立学校における食堂・売店等、県職員、生徒の福利厚生施設として利用する場合であって、県が販売価格等を廉価に規制しているとき。 (2) 県の要請により公衆電話機その他の設備並びにそれに関連する電柱等を設置するために使用するとき。	社会教育施設における食堂・売店等、県職員、施設利用者の福利厚生施設として利用する場合であって、県が販売価格等を廉価に規制しているとき。
8 神奈川県職員の職員団体又は労働組合がその事務の		最小限の広さをもって利用するとき。

減免区分 使用区分	ア 5割を超える減額又は免除の場合	イ 5割以内の減額の場合
用に供するために使用する とき。		
9 学校教育又は社会教育等 を行う団体（県の指導監督 を受ける団体を除く。）が、 県の事務又は事業の遂行上 必要な公共・公益を目的と する事業の用に供するため に使用するとき。		県の事務又は事業を補佐 し、公益的事業を遂行する目 的で使用するとき。
10 前各号のほか、県の事務 又は事業の遂行上特にやむ を得ないと認められると き。	特に必要と認められる場 合。	

別記1 地方公共団体が、「公共下水道施設」及び「簡易水道施設」を設置する場合について、次の事項に該当する場合は、使用料を5割を超える減額又は免除にすることができる。

- (1) 雨水排水施設（専用のものに限る）に係るもの
  - (2) 土地改良財産に設置する場合
  - (3) 下水道事業用財産に設置する場合
  - (4) 市町村に移管予定の道路内に設置する場合
  - (5) 県（地元の一員として）の要望により使用料の免除を条件に設置する場合
  - (6) 県との共同事業により設置する場合
  - (7) 同一敷地内にある公共下水道等と同種類の施設を財産管理者が市町村から使用料等を無償により借り受けている場合
- 2 本表のうち、使用区分3-ア-（1）を適用する場合において、収益性のある事業を行う場合には、使用料の免除は行わず、個々の施設の性格、事業内容や、使用団体の収支状況、利用者の実情等も踏まえて、妥当な減免率を決定する。許可を更新する場合も同様とする。
- 3 本表にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第71条の規定により、教育財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることが定まっている場合には、その定めによる。
- 4 表中の用語の意義は、以下の例による。
- (1) 「県の指導監督を受ける団体」とは、県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う、次のいずれかの団体をいう。
    - ・ 県職員が兼務し、実質的に県が運営する団体
    - ・ 県の事務又は事業を代行する団体
    - ・ 法令により県が義務的に設置し、費用を負担する団体
    - ・ 県が補助又は出資している団体

- ・ 県の事務又は事業を補佐する団体
- (2) 「主として出資している団体」とは、団体の資本金又は基本財産のうち、県からの出資が5割以上を占める場合をいう。
  - (3) 「県の事務又は事業を代行するとき」とは、その団体自体の設立目的が、本来県の行う事務又は事業を県に代わって行うとき、または、団体が県の施策により、県の行う事務又は事業を県に代わって行うときをいう。
  - (4) 「県の事務又は事業を補佐する目的で使用するとき」とは、民間団体等が行っている事務等で、県の施策と相まって、県単独の場合より効果的な結果が期待できる事務等を行うときをいう。
  - (5) 「県施設の行政事務と密接不可分な事業」とは、県の事業との流れ作業、頻繁な連絡調整等を常に連携して行わないと県の事務執行に支障が生じるもので、県と同一施設内で行う必要のある事業をいう。
  - (6) 「県の事務事業と一体的に事業を遂行する必要がある団体が小規模の面積を使用するとき」とは、県の事務事業と相互に関連ある事業を行う必要がある団体が、団体職員1人が活動できる机1つ分の面積相当（3.3㎡以下）を使用するときをいう。



様式

神奈川県立金沢文庫喫茶室(カフェ)運営事業者募集

応募申込書

神奈川県立金沢文庫喫茶室(カフェ)運営事業者募集に、関係書類を添えて応募します。

なお、提出書類に虚偽がないこと及び神奈川県立金沢文庫喫茶室(カフェ)運営事業者募集要項「4 応募資格」を全て満たすことを誓約します。

神奈川県立金沢文庫長 殿

令和 年 月 日

【応募者】

住所、所在地

商号又は名称、法人名

代表者氏名

連絡先

(よみがな) 担当者氏名	( )
メールアドレス ホームページアドレス	
電話番号 FAX番号	

実際に運営業務に携わる方の職・氏名・連絡先

--

※金沢文庫使用欄

受付 番号		受付年月日		確認者	印
----------	--	-------	--	-----	---

(注) 提案書等応募書類は返却しません。

参考

月別入館者数

- 新型コロナウイルス感染症予防対策等による休館前の平成30年度及び平成元年度11月までが当館の通常時の入館者数の目安となります。
- 平成29年度は、「運慶展」に多くの方が来館いただきました結果、年間入館者数が通常より多くなっています。

(単位:人)

	令和5年度			令和4年度			令和3年度			令和2年度			令和元年度			平成30年度			平成29年度		
	開館日数	入館者数	1日当り	開館日数	入館者数	1日当り	開館日数	入館者数	1日当り	開館日数	入館者数	1日当り	開館日数	入館者数	1日当り	開館日数	入館者数	1日当り	開館日数	入館者数	1日当り
4月	26	2,896	111.4	26	2,445	94.0	25	1,273	50.9	0	0	0.0	26	3,171	122.0	26	5,102	196.2	23	4,410	191.7
5月	24	2,770	115.4	24	2,908	121.2	23	1,227	53.3	0	0	0.0	24	3,432	143.0	23	4,191	182.2	26	5,446	209.5
6月	26	1,621	62.3	26	2,300	88.5	26	911	35.0	18	36	2.0	26	3,080	118.5	26	2,941	113.1	23	5,417	235.5
7月	23	1,924	83.7	24	2,908	121.2	24	1,044	43.5	24	481	20.0	23	2,838	123.4	17	1,984	116.7	26	2,094	80.5
8月	27	1,353	50.1	25	2,724	109.0	26	743	28.6	26	1,244	47.8	27	2,160	80.0	27	3,393	125.7	18	1,670	92.8
9月	23	1,491	64.8	10	1,959	195.9	22	899	40.9	24	1,537	64.0	22	2,048	93.1	23	4,203	182.7	26	3,774	145.2
10月				21	7,935	377.9	27	1,224	45.3	26	1,473	56.7	24	2,738	114.1	26	3,054	117.5	25	3,315	132.6
11月				22	12,360	561.8	22	2,474	112.5	24	2,259	94.1	15	3,661	244.1	23	3,555	154.6	23	3,735	162.4
12月				22	1,559	70.9	21	2,174	103.5	21	1,681	80.0	0	0	0.0	23	3,295	143.3	23	2,572	111.8
1月				20	1,097	54.9	19	2,134	112.3	7	404	57.7	0	0	0.0	20	3,726	186.3	20	9,623	481.1
2月				21	1,319	62.8	23	4,020	174.8	0	0	0.0	0	0	0.0	24	2,708	112.8	24	26,682	1111.8
3月				19	1,558	82.0	24	7,509	312.9	5	364	72.8	0	0	0.0	23	3,223	140.1	23	19,907	865.5
年度計	149	12,055	80.9	260	41,072	158.0	282	25,632	90.9	175	9,479	54.2	187	23,128	123.7	281	41,375	147.2	280	88,645	316.6

・元年度: 令和元年11月18日～2年3月23日まで工事により休館

・2年度: 令和2年3月24日～6月28日 新型コロナウイルス感染症予防対策により休館  
令和3年1月12日～3月25日 新型コロナウイルス感染症予防対策により休館